

令和4年度第6回大阪府環境審議会水質部会

令和5年3月20日（月）

（午前10時00分 開会）

【事務局（田淵補佐）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第6回大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の田淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の資料の確認でございます。事前にメールでお配りしております資料のほうを確認させていただきます。まず、議事次第でございます。資料1が六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて（諮問文）でございます。資料2が六価クロム化合物について、資料3が六価クロム測定結果及び事業場の排水の実態について、資料4が排水基準見直しの考え方及び排水基準の案でございます。

参考資料といたしまして、環境基準等の見直しについて（中央環境審議会答申）と、あとは、こちら、環境省の排水基準等の見直しに係る検討会の資料でございます。また、参考資料3が水質部会の運営要領と委員名簿でございます。

本日の部会ですが、5人の委員、皆様に御出席いただいております。部会運営要領4の（2）の規定により成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会は、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして公開とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。今回も、前回と同様に、傍聴につきましてはユーチューブによるライブ配信を実施しております。

では、資料のほうは画面では共有いたしませんので、事前にお送りさせていただいた資料をお手元で御覧くださいようお願いいたします。また、ネットワーク負荷を抑えるため、審議に入りましたらカメラのほうはオフにさせていただき、また、発言される際を除いてミュートにさせていただくようお願いいたします。御発言される際には挙手ボタンを押していただき、部会長から御指名いただいた後、ビデオをオンに、マイクミュートを外して御発言ください。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと思います。

岸本部長、よろしくお願いいたします。

【岸本部長】 皆さん、おはようございます。

それでは、議事次第に従いまして、第6回の水質部会を始めさせていただきたいと思っております。円滑な審議に御協力のほどよろしくお願いいたします。

議事次第でございますけども、本日の議事は1件、六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについてということでございます。資料1に従いまして、まずは諮問のほうからよろしくお願いいたします。

【事務局（小林室長）】 環境管理室長の小林でございます。

本件は、環境審議会条例及び本部会の運営要領の規定により、部会の決議が審議会の決議となる項目となっております。本来であれば、審議の冒頭、私から諮問文を部長にお渡しすべきところがございますが、オンラインでありますことから、こちらで読み上げさせていただきますまして、委員の皆様には配付しております資料1を御覧いただくことで代させていただきます。

それでは、読み上げます。

大阪府環境審議会会長、辰巳砂昌弘様。大阪府知事、吉村洋文。

六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて（諮問）。

標記排水基準について、水質汚濁防止法第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

【岸本部長】 承りました。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。

まず、資料2から、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（尾山主査）】 事務局、環境保全課の尾山でございます。よろしくお願いいたします。

資料2、六価クロム化合物について説明させていただきます。

まず1番、六価クロム化合物についてでございます。

六価クロム化合物の主な用途は表1のほうに示しているとおりでございます。クロム酸やクロム酸塩としまして、金属の表面処理剤や顔料、染料として使用されてございます。

次に、人の健康への影響についてですけれども、平成30年9月に、内閣府食品安全委

員会より厚生労働大臣長宛てに、六価クロムに係る食品健康影響評価の結果が通知されておりまして、評価結果の概要につきましては、ページ下の四角囲みに記載しているとおりになっております。

人への健康影響につきましては、非発がん影響と発がん影響の両方があるという結果になっておりまして、こちらを受けまして、令和2年4月に、まず、水道水質基準が0.05ミリグラム／リットル以下という基準から0.02ミリグラム／リットル以下という基準に改正されまして、それを受けまして、令和4年4月に、環境基準が同じく0.05という値から0.02に改正されているという状況でございます。

続きまして、2ページ目のほうに参りまして、2、六価クロム化合物に係る排水基準についてです。

まず、水質汚濁防止法における状況のほうを整理してございます。

六価クロム化合物は、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が昭和45年に設定されまして、同年に水質汚濁防止法が制定されたことに伴いまして、排水基準が昭和46年に設定されてございます。

法に基づく排水基準は、特定事業場から公共用水域に排出される水に対して適用されておりまして、排水基準のうち、有害物質の基準値につきましては、原則としまして環境基準の10倍のレベルとされておりまして、これは、排出水の水質は公共用水域に排出されることで、河川水等によって少なくとも約10倍程度には希釈されるであろうと想定されているためでございます。そのため、六価クロム化合物の排水基準につきましては、昭和46年当時の環境基準値の10倍であります0.5ミリグラム／リットルに設定されてございます。

六価クロムに係る環境基準につきましては、昨年の4月に先ほど申し上げましたとおりに改正されておりまして、0.05から0.02ミリグラム／リットル以下という形に見直しが行われております。

このことを受けまして、現在、中央環境審議会において排水基準の見直しに係る審議が行われておりまして、排水基準案につきましては、改正後の環境基準値の10倍であります0.2ミリグラム／リットル以下とされておりまして、また、併せまして、電気めっき業につきましては暫定排水基準の設定の可否が検討されているところでございます。

暫定排水基準値につきましては非公表で審議が行われておりまして、排水基準改定案の0.2ミリグラム／リットルと現行の排水基準の0.5ミリグラム／リットルの間の数字で

設定されるものと考えられます。

続きまして、現行の大阪府の条例における適用状況についてまとめております。

こちら、表2のほうに整理しておりますように、水道水源の安全性の確保の観点から、上乘せ条例と生環条例のほうで、上水道水源地域に排出水を排出する全ての特定事業場と届出事業場に対しまして、改正前の環境基準並みの排水基準0.05ミリグラム／リットル以下を現在適用してございます。

また、上水道水源地域以外の地域に排出水を排出する届出事業場に関しましては、生環条例のほうで、法律の排水基準と同じ排水基準0.5ミリグラム／リットル以下という値を適用してございます。

3ページ目には、現状の上水道水源地域の地図を参考にお示ししております。

資料2につきましては、説明は以上でございます。

**【岸本部長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

現在の状況、委員の皆さんもよく御存じだと思いますが、大阪府の場合、水質汚濁防止法の規制値に対して、上水道の水源地域につきましては上乘せ条例で上乘せ基準を設けているということですね。あともう1つ、排水量区分の少ない部分につきましては、生環条例においてさらに対象を拡大しているという状況になっているということですが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料3の説明をお願いいたします。原田先生、何か。

**【原田委員】** すいません、意見ではないんですけど、事前レクのとときに教えていただいていたんですけども、上水道の水源地域という言葉の定義がどうだったのかなと思って、事前レクのとときにちょっと確認をさせていただきました。

というのが、この資料の中の地図というのは山間部といいますか、そちらが水源地域として色塗りになっているんですけども、例えば淀川でしたら守口あたりで府営水道の取水源があったりとかして、これは水源と言わないのかなということを確認して、それはちゃんとももちろん定義があって地図が示されているということで問題解決したんですけども、府民の皆様公表されるときに何かちょっと補足説明があればいいかなと思いましたが、ちょっと事前レクのとときにその件をお話ししていたんですが、皆様と共有できたらと思ってお伝えさせていただきます。

以上です。

【岸本部長】 ありがとうございます。

その辺り、明確に提示はされていますので、米印か何かつけて、補足説明をつけていただくという形で、パブリックコメントのほうに移していただければいいのかなと思いますが、そういう形でよろしいですかね。

【原田委員】 はい、結構です。

【岸本部長】 その辺りにつきましては、じゃ、事務局のほうでちょっと補足をつけていただきますようによろしく願いいたします。

【事務局（尾山主査）】 承知いたしました。

【岸本部長】 そのほか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料3の説明のほうをお願いいたします。

【事務局（尾山主査）】 そうしましたら、資料3、府域の公共用水域等における六価クロム測定結果及び事業場排水の実態について説明させていただきます。

まず、1番の府域の公共用水域等における六価クロム測定結果ということで、公共用水域と水道原水の状況についてまとめております。

まず、(1)公共用水域についてですけれども、水質測定計画に基づきまして毎年度調査を実施しております。平成29年度から令和3年度までの直近5年間のデータのほうを整理してございます。河川で139地点、1,478検体、海域で22地点、120検体測定を実施しております。全て環境基準値を下回っているということを確認しております。

ただ、令和4年4月に改正されました環境基準値0.02ミリグラム／リットルと比較いたしますと、表1に示します1地点で上回っている状況がございました。

本地点の経年変化は図1に示すとおりでございます。平成29年度から令和3年度まで18検体測定しているうちの、改正後の環境基準値0.02という値を上回ったのは、令和2年度と令和3年度に各1検体、合計2検体ございました。なお、本地点につきましては、上水道水源地域以外の地域の河川となっております。

続きまして、(2)番の水道原水についてです。

水道事業体による直近のデータ、令和2年度の水質測定結果を表2のほうで整理してございます。こちらを御覧いただきますと、全て、定量下限値0.002ミリグラム／リットルを下回っているというところで、改正後の環境基準値を下回っているという状況でございます。

続きまして、3 ページ目に参りまして、2、事業場排水の実態について説明させていただきます。

まず、(1) としまして、六価クロムを排出する可能性のある事業場を整理してごさいます。

大阪府域において、現在、公共用水域に排水を排出している法対象事業場と条例対象事業場を表3のほうでまとめております。

上水道水源地域につきましては、上乘せ条例が適用されます法対象事業場が18事業場、生環条例が適用されます届出事業場は2事業場、合計20事業場ごさいます。上水道水源地域以外の地域につきましては、法対象の事業場が47事業場、条例対象の事業場が3事業場、合計50事業場ごさいます。

これらの合計70事業場の排出実態につきまして、(2)のほうで地域別、法律・条例対象別に状況のほうを整理してごさいます。

まず、(2)の1)上水道水源地域の上乗せ条例対象事業場の状況について説明させていただきます。

こちら、18事業場ごさいまして、直近5年間、平成30年度から令和4年度の測定結果を確認しております。

次のページの表4に結果を取りまとめておりまして、産業分類ごとに事業場数と届出日平均排水量、データ数、定量下限値未満のデータ数、0.02ミリグラム／リットル未満のデータ数、0.02ミリグラム／リットルを超えるデータ数のほうを整理してごさいます。

こちらを御覧いただきますと、窯業・土石製品製造業の1事業場を除きまして、いずれも定量下限値未満でございました。

定量下限値を超えました窯業・土石製品製造業の1事業場につきましては、表5にお示ししておりますように、8検体中2検体が現行の上乗せ排水基準0.05という値を、8検体中5検体が改正後の環境基準値0.02を上回っているという状況でございまして、最大値は0.11ミリグラム／リットルでございました。

こちらの事業場では、原料としまして破碎されたコンクリートを使用しておりまして、洗浄排水に六価クロムが含有する可能性があるということでごさいます。排水につきましては、基本的には循環利用しているんですけれども、排水系統が屋外にあって、かつ屋根がないということから、積算降雨量が一定量を超えた場合に公共用水域に排出することとされております。排出する際は、還元処理を行った上で、放流槽で水質検査を行いまして、

排水基準値内であることを確認した上で放流をしているというところでございます。もし、基準値を超過している場合は、再度排水を処理系統に返送しまして、排水処理を行って、基準値内であることを確認した後に排出しているというところでございます。

こちら、行政におきまして放流槽にて採水した検体が、平成30年に0.09、令和2年に0.11と、現行の上乗せ排水基準0.05を超過する結果が確認されておきまして、原因を確認しましたところ、攪拌機の故障等によりまして還元剤の適正な濃度調整ができていなかったことが原因であることが分かっております。こちら、攪拌機の交換等の対策を講じましたところ、同年度内に事業場が実施した測定結果におきまして、現行の上乗せ排水基準を下回っていることを確認しております。

また、表4の下水道業のところ、0.02ミリグラム／リットル超の検体のところで「※未確認」と記載をさせていただいております。こちらは、表の下のところに米印で書かせていただいておりますけれども、事業場によりまして測定方法が異なっており、定量下限値0.05ミリグラム／リットルとしている事業場があったことから、0.02を超過しているかどうかという確認ができなかったというところで、このような表記をさせていただいております。ただ、事業場に確認しましたところ、下水の集水域に六価クロムの排出源となる事業場がないということにつきましては確認しております。

続きまして、5ページ目の2)番、上水道水源地域の生活環境保全条例対象事業場の状況についてでございます。

こちら、2事業場ございまして、直近5か年の水質を確認しましたところ、表6に示しておりますとおり、いずれも定量下限値未満でございました。

続きまして、3)番の上水道水源地域以外の地域の法対象事業場の状況についてです。

こちら、47事業場ございまして、次のページの表7のほうに検出状況を整理してございます。

表で網かけしております一番上の電気めっき業につきましては、排水基準の見直し案0.2ミリグラム／リットルを超過するデータがございますが、それ以外の業種につきましては、排水基準の見直し案を全て下回っているという状況でございます。

電気めっき業では表面処理剤としてクロムのほうを使用しておきまして、六価クロムメッキと三価クロムメッキの2種類がございます。近年は、六価クロムの有毒性を踏まえまして、三価クロムメッキに移行する事業場も増えているんですけれども、六価クロムメッキのほうは硬質で耐食性に優れているというところから、全ての製品で代替が進むのは困

難な状況となっております。

また、排水中の六価クロムは通常、還元法で処理されているのですが、名前のとおり六価クロムを還元剤によって三価クロムに還元していると。その後にpH制御を行って、沈降分離を行っているのですが、電気めっき業で原水中に高濃度で六価クロムが存在していることや、還元剤の添加率制御、pH制御が困難ということと、沈殿させた三価クロムの汚泥引き抜きを定期的に行わないといけないといったところから、排水処理の困難性があるという状況でございます。

電気めっき業の17事業場のうち、排水基準の見直し案0.2を超過するデータがございました3事業場につきまして、次のページの表8に検出状況を整理してございます。

まず、A社につきましては、令和元年に0.67ミリグラム／リットルと、現行の排水基準0.5という値を超過する結果が確認されております。こちら、原因を確認しましたところ、調査日の数日前にめっき設備の清掃が行われておりまして、使用した清掃用具を流し台で洗浄した際に、六価クロムを含む結晶が排水処理設備に混入してしまったことが原因ということが分かっております。

こちらの事業場では通常、六価クロムの廃液につきましては全て貯留しまして、産廃委託をしているというところではございます。

改善指導を行いまして、流し台の排水経路を産廃委託用の貯留タンクに接続するという改善を行いました結果、令和2年度以降は排水基準の見直し案0.2ミリグラム／リットルを下回っているという状況でございます。

次に、B社につきましては、現行の排水基準0.5という値は遵守しておりますが、令和元年に0.39と、排水基準の見直し案0.2を上回る結果が確認されております。ただ、令和2年度以降につきましては、0.2ミリグラム／リットルを下回っているという状況でございます。

最後、C社につきましては、平成30年、令和2年、令和3年に、それぞれ1.7、6.5、9.1という形で現行の排水基準を超過する結果が確認されております。こちら、原因を確認しましたところ、還元剤の不足ですとか、その他の排水系統の混入によるpH管理不良ということが原因であることが分かりました。

改善指導を行いまして、還元剤の十分な添加ですとかpH管理を適正に行うといった対策を講じましたところ、同年度内に改善を確認しているところでございます。

続きまして、8ページ目に参りまして、4)番、上水道水源地域以外の地域の条例対象

事業場の状況でございます。

こちら、3事業場ございまして、表9にお示ししておりますとおり、いずれも定量下限値未満でございました。

最後に、参考としまして、六価クロム化合物の排水処理方法を国の検討会資料より抜粋して掲載してございます。

資料3の説明につきましては以上でございます。

【岸本部長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等いかがでしょうか。島田先生、よろしくお祈りします。

【島田委員】 質問ではないのですが、今回、六価クロムの基準が厳しくなった、これはリスクが高いということが分かって基準が厳しくなったということなのですが、今のご報告で、この電気めっき業ではちょっと基準を超えている年があり、その理由と対策について、A社の場合はうっかり掃除の排水が混入したことが原因ですぐに排水の接続を変えて解決したのですが、C社の場合はでは、還元剤の不足やpHの管理不良が原因で指導して十分な添加するようになったという説明で、還元剤の不足というのは、いつも水質を管理しようという意識の下にやっていたら起こらないことで、多分、従業員の方の水質を管理しないといけないという意識の欠如の問題が関係しているのではないかと思います。

今後、基準を厳しくすることが国で決まって、府の方で、基準が厳しくなったから、今後、その基準値で基準を守るようにと行政指導することになります。最近、他府県で、グリコだったと思いますが、排水基準を超えているのに水質検査データを改ざんしたことがありましたし、日本製鉄が、去年、シアンが含まれた排水を出したことを報告しなかったということがありました。こういうことはあり得ないと話だと思っていたのですが、どうも、これらの会社の従業員の方たちが、日本はもう環境は改善されていて公害はないから、少々ごまかしたり報告しなくても大丈夫だろうと考えているのではないか、緩みがあるのではないか、という懸念があります。ですので、今後、行政指導されるときには、基準が設定されている物質のリスクが科学的に見直されて基準が厳しくなるという事例があることを踏まえて、事業場の方にはには、単に基準を超えたら改善指導をされるから基準を守るのではなく、扱っている物質が環境中に放出された場合のリスクをコントロールするために排水基準があって、それを守っていただく必要があるのだという教育を現場の従業員にしていただくように伝えていただきたいと思います。

また、市民の中にも、川はきれいになっていて、公害問題は日本ではもう大丈夫だと思っておられる方が結構いるのではないかと思いますので、監視しなければならない物質の基準が厳しくなることがあるということの特に小中学校生など子供に伝わるような形で広報していただくことをお願いします。

意見です。よろしくお願いします。

【岸本部長】 ありがとうございます。

原田委員、どうぞ。

【原田委員】 すいません、関連してなんですけれども、メッキでの六価クロムの使用に関しても、代替技術もかなり開発されて、素人なので詳しくはないんですが、ウェブサイトなんか拝見していても、いろいろ技術も紹介されていたりするかと思います。

ですので、1つはそういった代替技術を事業者の皆さんに御紹介をしていくであったり、あるいは、必要であれば補助を講じていく、あるいは、大阪府だけで取り組むべき課題でももちろんありませんので、国にもそういう例えば支援の仕組みをつくっていただけるように要望していく。恐らくはされているかもしれませんが、そういった取組も併せて、事業者向けの取組も大事かな。今、島田先生がおっしゃったように、結構、最近いろんなところでいろんな、似たような、基準値をほかの産業でも何か改ざんをしたとか、いろんなニュースがありますので、改めて御指導いただくということをお願いできればと思います。

以上です。

【岸本部長】 ありがとうございます。益田委員、どうぞ。

【益田委員】 益田です。

ちょっと素朴な疑問でお聞きしたいんですけど、普通、薬品とか使うときって、安全衛生法か何かである程度、危険物取扱いとかの資格が必要なものってあるじゃないですか。こういう例えば排水とかというのは、そういう資格を業者に求められていないんですかね。

【岸本部長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局（田渕補佐）】 今、正確には確認できないんですけど、当然ほかの法令の規定は遵守して、薬品の保持とかはされていると思います。

【益田委員】 私、島田先生がおっしゃったことにすごく賛成するんですけど、何か今の話を聞いていたら、資格が本当はあったほうがいいんじゃないかなというような気がします。なくても、それなりにある程度研修を受けるとか、心構えというかな、そういうも

のをきちんとやっぱりできるところで指導していく。もしそういう資格がないとしたら、大阪府の方とかの担当者の負担が大分きつくはなると思うんですけど、そういうところをきちんと指導していくような体制というのは必要かなとちょっと感じました。pHのコントロールとかなんか、まさに試薬管理と同じなので、そういうところをきちんとやっていただくような意識を醸成するというのは本当に必要なんじゃないかと感じました。

【岸本部長】 ありがとうございます。原田委員、追加の質問でしょうか。

【原田委員】 すいません、手を下ろし忘れていました。

【岸本部長】 分かりました。

そうですね。言われるように実際にそこで作業されている方の意識の向上というのは非常に重要なところだと思うんですが、これまで府のほうでそういった行政指導をいろいろとされておられ、そのときにも多分、恐らく改善計画とかそういったようなものも出させていると思うんですけど、その辺りの対応のもうちょっと具体的などころとかを御説明いただけるといいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【事務局（田淵補佐）】 定期的に、まず排水の検査を行っておりまして、それに基づいて、超過があれば当然、原因を究明するという事はやっています。また、超過がないにしても、排水処理をしっかりとやるように指導のほうはしております。改めまして、政令市等にも、指導を徹底するように周知したいと思います。ありがとうございます。

【岸本部長】 よろしく願いいたします。

資格なんかは当然、消防法とかそんなことで危険物の取扱いとか、あと、毒物及び劇物取締法、その辺りとかで一定の量を扱うような事業場については当然、有資格者を置くことになっておりますけれども、これはあくまでもそれなりの量を取り扱うとか、貯蔵しているとか、そういったことでないと対象にならないということもあって、少量を使っているような場合だと、法律の有資格者の対象外になってしまうというのが、現在の法律の体系ですので、その辺り、個々の指導の中で、常日頃から環境に対するリスクとか、そういったものを低減することについての意識の醸成を常に促すというふうなことをやっていく必要があるのかなと思いますので、ぜひ、その辺り、指導されるときにそういったところも留意いただき、例えば排水を取り扱う方の社内の教育体制とかについても改善方法を提示しなさいとか、そういったような形で、それぞれの事業場に対して改善とか意識向上を促すというふうなことをしていただけるといいのかなと思いましたが、この辺り、また実際の現場のほうで、どのような形でそういった指導をするのがより効果的かということも考

えながら、今後、そういった指導の中で反映していただければなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

現状はこういった状況だということをごさいまして、その次が実際の案のほうの説明に入っていくことになると思いますが、次は資料の4ですね。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（尾山主査）】 そうしましたら、資料4、六価クロム化合物に係る排水基準の見直しの考え方及び排水基準（案）ということで説明をさせていただきます。

まず1、排水基準の見直しに当たっての基本的な考え方でございます。

健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方ということで、これまでの考え方を四角囲みの中のほうに記載しております。

基本的考え方は3つございまして、1つ目が、上水道水源地域においては、水源の安全性を確保するために、原則として環境基準値を上乗せ排水基準値として、法に定める特定事業場に適用するというものが1つ目でございます。

2つ目が、上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場に対しましては、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除きまして、法律の排水基準を適用するというものでございます。

そして、3つ目が、生環条例で定める届出事業場に対しましては、特定事業場と同じ排水基準を適用するというものでございます。

今回の六価クロム化合物の排水基準の見直しに当たりましても、こちらの基本的考え方を踏まえて検討してはどうかと考えておりまして、この基本的考え方を踏まえた排水基準がページの下の表に示すとおりとなっております。

まず、表の真ん中の上乗せ条例の列ですけれども、上水道水源につきましては、改正後の環境基準値であります0.02ミリグラム／リットル以下という値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用しております。また、上水道水源地域以外の法対象の特定事業場には、法律の排水基準を適用するというように書いております。そして、表の右側の生環条例の届出事業場につきましては、法対象の特定事業場、真ん中の列と同じ値を適用するという形でまとめております。

こちらの表に示します考え方に問題がないかどうかにつきまして、表の下側に記述をさせていただきます。

まず、上水道水源地域の既設の特定事業場につきましては、先ほどの資料3でお示しし

ましたように、排水濃度が排水基準の見直し案0.02ミリグラム／リットルを上回った事例が窯業・土石製品製造業の1事例ございましたが、放流前の水質検査の徹底ですとか排水処理施設の維持管理の徹底ということをすることによりまして、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えております。

また、既設の届出事業場につきましては、排水濃度が排水基準の見直し案を満足している状況でございます。

新設の事業場につきましても、排水処理施設の維持管理の徹底や放流前の水質検査の徹底をすることによりまして、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えております。

したがいまして、六価クロム化合物に係る排水基準につきましては、こちらの表のとおりとすることが適当というふうに事務局としては考えてございます。

続きまして、2ページ目に参りまして、3番の暫定排水基準についてでございます。

上水道水源地域の特定事業場と届出事業場につきましては、先ほどの2番のところで検討しましたとおり、既設・新設の事業場ともに排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられますことから、暫定排水基準を設ける必要はないと考えられます。

また、上水道水源地域以外の地域における届出事業場につきましては、基本的考え方を踏まえますと、法の暫定排水基準と同じ基準を適用することが適当となるんですけども、現在、国のほうで検討されております排水基準の見直し案におきましては、暫定排水基準の設定の可否が検討されているのは電気めっき業の1業種のみとなつてございまして、こちらに該当する届出事業場が存在しないということから、既設・新設事業場ともに暫定排水基準を設ける必要はないと考えられます。

最後、4番目、排水基準の適用開始日についてでございます。

上水道水源地域の特定事業場と届出事業場につきましては、水道水源保護の観点から、可能な限り早期に見直し後の排水基準を適用することが適当と考えております。

一方で、上水道水源地域以外の地域における届出事業場につきましては、法律の排水基準の改正が来年の4月頃を予定しているということですので、法律の排水基準の改正と合わせまして、見直し後の排水基準を適用することが適当と考えております。

資料4の説明につきましては以上でございます。

**【岸本部長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質問等いかがでしょうか。

すいません、私のほうから1つだけですけど、私はこの提案でいいと思っているんです

けれども、その表の水道水源以外の届出事業場の部分ですけども、法の排水基準と同じということなんですけど、法の排水基準と同じということは、例えば法律のほうで電気めっき業に暫定がついた場合は、その暫定基準が適用されるというふうな理解でよろしいですかね。

【事務局（尾山主査）】      こちらは、2 ページ目の暫定排水基準のところに記載しておりますとおりに、法律のほうで現在、暫定排水基準の適用の可否が検討されているのが電気めっき業のみということとして、生環条例の届出事業場にこちらの電気めっき業に該当するものがございませんので、こちら、暫定排水基準は適用せずに、0.2 という排水基準のみが……。

【岸本部長】      なるほど、なるほど。すると、将来、もし水道水源地域以外の地域に電気めっき事業を行いたいという企業が出てきた場合、その企業には、排水量が少ない場合、国の暫定基準ではない、より厳しい基準が適用されて、逆に排水量が大きい電気めっき業の工場を造った場合は国の暫定基準が適用されると、そういう理解になりますかね。

【事務局（田淵補佐）】      すみません、ちょっと御説明が丁寧じゃなかったんですけど、有害物質ですので、水量は関係なく規制の対象となっております。条例では届出施設を規定して、法の対象施設ではない施設も網をかけております。その施設に電気めっきに関するものがないので、今回は暫定基準は必要ないという整理でございます。

【岸本部長】      なるほど、分かりました。先ほど資料3のところでは電気めっき業というのがあったのは、あれはここで言うところの暫定排水基準に関わる電気めっき業とはまた別物ということなんですかね。いや、ちょっとよく分かってないんですが。

【事務局（尾山主査）】      資料3のほうにございました電気めっき業は法対象の事業場となっております、今回の条例改正のところにはかかってこないんですけども、法対象の府域の事業場の実態についても整理をさせていただいたということですので、今回の条例改正の対象ではないということです。

【岸本部長】      なるほど、なるほど。分かりました。要するに国が定めた電気めっき業の対象となる事業場は国の暫定基準が適用されるんだけど、それ以外に横出しで、ちょっと状態を大きく広く生環条例で指定をしていて、その部分については暫定基準ではなくて、法律のほうの正規の基準が適用されると、そういうことですね。

【事務局（尾山主査）】      はい。

【岸本部長】 分かりました。了解しました。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。

【益田委員】 今のでちょっと付け足しでなんですけど、将来的に例えば電気めっき業が新たに開業したとしても、暫定基準は適用されないんですよね。暫定基準というのは今現在やっているところですよ。多分、将来、もしかそういうものを造ったときには、ちゃんと基準を守る設備を造るということだと理解しているんですけど。設備を造るのか、ちゃんと処理するのかよく分かりませんが。あくまで今営業しているところが間に合わないから暫定基準を作っているという判断でいいですか。

【岸本部長】 そうですね。そんな気がしてきましたね。

【事務局（尾山主査）】 国のほうで検討されている資料を拝見しますと、暫定排水基準の設定の必要性についてということで業界団体のほうから意見陳述がありまして、電気めっき業に対して暫定排水基準の設定の可否を検討するというだけで、新設の事業場と既設の事業場で考え方を分けるというところまではまだオープンになっていないところがございます。現時点では、新設に対しては厳しい基準でいくのかということについてちょっと明確にお答えできないんですけれども、今は業に対して暫定排水基準の設定の可否を検討するというところまでが国のほうの資料でオープンになっているという状況です。

ちなみに3月ぐらいに、もう3月なんですけど、パブリックコメントが国のほうからされるということで聞いていますので、そのパブリックコメントの中では暫定排水基準の考え方についてきちんと示されるということで伺っております。

【岸本部長】 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大阪府のこれまでの排水規制の、基準の設定の考え方、それにそのままのつとった形で今回提案をしているという形でございます。特段それで不都合があるような状況はないかなと思いますので、国のほうの基準の見直しに合わせて、これまでの排水規制のやり方、考え方にのっかって、今回も粛々と、六価クロム化合物につきましても上乗せ基準、それから生環条例の届出の事業場の基準を変更したいということでございますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この見直し案で、これからパブリックコメントの手続のほうに進めていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

パブリックコメントの文案等につきまして、詳細な部分につきましては、私と事務局の

ほうで確認、調整の上、進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、次回、来年度になりますけれども、パブリックコメントの結果を踏まえまして、排水基準の見直し案の審議をして、部会報告案として取りまとめるという形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議事の1つ目が終わりました、2つ目、その他ということですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

**【事務局（田淵補佐）】** 次回の部会につきまして、年度が替わりまして、また5月中旬頃を予定しております。改めて日程調整させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【岸本部長】** そのほか、皆様よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、予定しました議事は全て終了となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

**【事務局（田淵補佐）】** 熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境管理室長の小林より御挨拶申し上げます。

**【事務局（小林室長）】** 環境管理室長の小林でございます。部会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日も御審議で貴重な意見をたくさん賜りまして、ありがとうございます。

本日の議題であります六価クロム排水基準の見直しにつきましては、先ほど部長からも御紹介がありましたように今後パブリックコメントを実施しまして、次回の部会において、パブリックコメントの結果を踏まえた部会報告案を取りまとめていただければと思っております。

今年度は、今日も含めまして延べ6回にわたりまして、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方についてや、河川類型指定の見直し、それから、ほう素等3項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置、それから、公共用水域及び地下水の水質測定計画、本日の六価クロムの排出基準の見直しと、非常に多岐にわたり、本当に多くの時間を割いて御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、私ども公共用水域の適正な監視と、また、本日いろいろ御指摘をいた

だきました事業場に対する指導においても、現場の意識向上、適正な管理がなされるように、足元の環境問題に真摯に、また着実に取り組んでまいりますので、今後とも委員の皆様には専門的な見地から御意見を賜りたいと存じます。御支援のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【事務局（田淵補佐）】 それでは、これもちまして、令和4年度第6回水質部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前10時50分 閉会）